

就業制限に係る業務(安衛法第61条第1項、令第20条)

	業務の内容	就業することができる者
1	発破の場合におけるせん孔、装てん、折線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務	1.発破技術免許 2.火薬類取扱保安責任者免許状 3.その他
2	制限荷重が5トン以上の揚貨装置の運転の業務	揚貨装置運転士免許
3	ボイラー(小型ボイラーを除く。)の取扱いの業務	1.特級ボイラー技術免許 2.1級ボイラー技術免許 3.2級ボイラー技術免許
	小規模ボイラー(小型ボイラーを除く。)の取扱いの業務	1.特級ボイラー技術免許 2.1級ボイラー技術免許 3.2級ボイラー技術免許 4.ボイラー取扱技能講習修了者
4	ボイラー又は第1種圧力容器(小型圧力容器を除く。)の溶接の業務※溶接部の厚さ等により免許区分あり	1.特別ボイラー溶接士免許 2.普通ボイラー溶接士免許
5	ボイラー(小型ボイラー及び小規模ボイラーを除く。)又は第1種圧力容器の整備の業務	ボイラー整備士免許
6	つり上げ荷重が5トン以上のクレーン(跨線テルハを除く。)の運転の業務	クレーン・デリック運転士免許
	つり上げ荷重が5トン以上のクレーン(跨線テルハを除く。)の運転の業務のうち、床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転の業務	1.クレーン・デリック運転士免許 2.床上操作式クレーン運転技能講習修了者
7	つり上げ荷重が5トン以上の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務	移動式クレーン運転士免許
	つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務	1.移動式クレーン運転士免許 2.小型移動式クレーン運転技能講習修了者
8	つり上げ荷重が5トン以上のデリックの運転の業務	クレーン・デリック運転士免許
9	潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務	潜水士免許を受けた者
10	可燃性ガス及び酸素を用いて行なう金属の溶接、溶断又は加熱の業務	1.ガス溶接作業主任者免許 2.ガス溶接技能講習修了者 3.その他厚生労働大臣が定める者
11	最大荷重(フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の線荷重をいう。)が1トン以上のフォークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務	1.フォークリフト運転技能講習修了者 2.職業能力開発促進法に基づくフォークリフトの訓練受講者 3.その他
12	機体重量が3トン以上の整地・運搬・積込み用及び掘削用建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務	1.車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者 2.建設機械施工技術検定合格者 3.職業能力開発促進法に基づく建設機械運転科の訓練修了者 4.その他厚生労働大臣が定める者
	機体重量が3トン以上の基礎工用建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務	1.車両系建設機械(基礎工用)運転技能講習修了者 2.建設機械施工技術検定合格者 3.その他厚生労働大臣が定める者
	機体重量が3トン以上の解体用建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務	1.車両系建設機械(解体用)運転技能講習修了者 2.建設機械施工技術検定合格者 3.その他厚生労働大臣が定める者
13	最大荷重(ショベルローダー又はフォークローダーの構造及び材料に応じて負荷させることができる最大の荷重をいう。)が1トン以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務	1.ショベルローダー等運転技能講習修了者 2.職業能力開発促進法に基づくショベルローダー等の訓練受講者 3.その他厚生労働大臣が定める者
14	最大積載量が1トン以上の不整地運搬車の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務	1.不整地運搬車運転技能講習修了者 2.建設機械施工技術検定合格者 3.その他厚生労働大臣が定める者
15	作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務	1.高所作業車運転技能講習修了者 2.その他厚生労働大臣が定める者
16	制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務	1.玉掛け技能講習修了者 2.職業能力開発促進法に基づく玉掛け科の訓練修了者 3.その他厚生労働大臣が定める者